

第3回
条例、規則の公布手続きの不備に関する
大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会
議事録

令和5年1月31日
大槌町役場 3階大会議室

開会 午後4時00分

1 開会

事務局（田口）：それでは、ただいまより「第3回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。本日出席の委員の確認をいたします。まず、委員長の松本良啓先生。続いて、委員の相高宏太先生。そして同じく委員の吉田勉先生。「第3回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の出席者は、以上3名の委員となります。

大槌町第三者委員会設置条例第6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることを冒頭でご報告いたします。

それでは議事に進みます。以降につきましては、松本委員長に進行をお願いいたします。



2 議事

(1) 条例・規則の分析について

松本会長：さっそく議事を進めていきたいと思っております。今日予定しております議事としては、一つ目が「条例・規則の具体的な分析について」、二つ目が「ヒアリングの対象者及び聴取事項について」でございます。

さっそく条例・規則の具体的な分析をはじめていきたいと思っております。前回の議事において、具体的な問題点を検討していかないといけないというところまではコンセンサスを得ておりまして、私のほうでまず検討メモを作成し、先生方にもお配りしたところでございます。

これはあくまでメモで、限られた時間の中で進めた検討ですので、不備等があればご指摘いただきたいなと思っております。検討メモについて説明を申し上げますと、条例・規則の件につきまして、大きく二つの点に分けて検討をしました。一つは形式面で、各条例・規則の規定ぶりを主に対象にした検討を行っております。もう一つは内容面で、規定の内容がどういうものかという検討を進めました。

形式面からご説明申し上げますと、現状としては三つほどの形に分かれて規定がなされているのかなというところがございます。検討メモの1ページ目に書いておりますが、「公布の日から施行」となっているもの、「令和〇年〇月〇日から施行」となっているもの、「公布の日から施行し、〇月〇日より適用する」という三つの規定ぶりがあります。

この現状を踏まえたときに、検討を要するのかなと思っておりますが、まず「公布の日から施行」となっている条例・規則に関しては、「公布の日から施行」となっている以上は公布日が当初の予定よりも大幅に遅れて行われているという現状でございますので、当初予定の時から施行されていないということになっております。法形式上遡及適用がされていないという形になっておりますから、もし仮に手続きの混乱等を避けるために遡及適用しようということになるのであれば、この附則自体を改正する必要があるのではないかという問題意識を持っております。

次に、「令和〇年〇月〇日から施行」となっている場合には、施行日はきちんと特定されているので、今回の公布の不備という問題の発生により予定されていた公布日が大幅に遅れている関係上、実際の公布の日が施行日より後になってしまっているという問題が生じております。この場合、そもそも施行の要件が公布と一般的に考えるのかなと思うものですから、公布をした日が施行日より後になってしまっているというのは問題になるのではと感じているところでございます。

それからもう一つ、「公布の日から施行し、〇月〇日より適用する」というのは、本来適切な規定ぶりかと思うのですが、このような形式になっている条例の数がかなり少ない実情ですので、きちんと対応していく必要があると思ったところでございます。

形式面については、大体以上となりまして、このあたりをどう考えていくのかご意見をいただければと思っております。

内容面については、仮に形式面において遡及適用を定めたとしても、規定の内容に照らして条例等の遡及適用を認めて良いかどうかという観点から検討したところでございます。私

の作成したメモには、解釈論の整理や裁判例についてご紹介したところがあります。前回、吉田先生からご案内いただいたような船橋市の問題や論文も参考に検討したところでございます。

船橋市の事案につきましては、裁判まではいかなかったと記憶しておりますが、船橋市の条例の問題の時によく検討されていたのが、最高裁の平成 23 年の判決で、こちらは平成 16 年くらいの改正だったかと記憶しておりますが、その時の裁判例を検討されていた文献だったかと記憶しています。

平成 16 年の税制改正につきましては、地裁レベルで 1 件違憲判決もでており話題になったようですが、最終的には最高裁で合憲判決がでておりました。その最高裁判決が引用していたのが、最高裁大法廷の昭和 53 年の判決です。

このような文献や裁判例を踏まえたいうえで、次に大槌町における各条例・規則の内容について検討したものが、メモの 3 ページ以降となっております。結論から申し上げますと、手続きや組織的なもの、例えば〇〇課のものを別の課にするなどという改正が多数見受けられましたし、明らかに住民にとって不利益な改正ではないなという判断ができるものも多数ございました。基本的に前回までの整理の結論としては、専ら組織や手続きに関するものや、住民にとって不利益な改正とは言えないものについては、遡及適用という対応もいいのではないかと感じていたかと思えます。そういったものについては、あまり詳しく検討しなくてもいいのではないかと思い、まとめておきました。

私のほうで判断がつかず、もう少しきちんと検討したほうが良いなと思ったものは、「慎重な検討を要するもの」に 7 件ほど分類しています。

具体的な内容としては、町税条例や使用料の定め・禁止行為の定めがある条例などを分類しています。

細かい各条例・規則の検討については、4 ページ以降に検討内容を簡単にメモに書いておきましたので、ご意見等あればいただきたいです。

私の分析としては、以上です。方向性としては、これをもとにまずは委員の先生方あるいは事務局のほうで、メモの内容を精査していただいて、もし誤り等があればご指摘をいただきたいと思っています。もし誤り等がないということでしたら、次のステップとして、今回保留にしている「慎重な検討を要するもの」の条例・規則について、担当部署にもう少し詳しい資料提出を求めたり、インタビュー等をして、詳しい検討内容をご報告するという流れにしたいと思っています。

条例・規則の分析につきましては、検討メモに書いたような形で進めておりますので、先生方にはこの精査なり、あるいは今日の時点で何かご意見があればいただきたいと思っています。何かございますか。

相高委員：私からは特にございません。

吉田委員：よく整理されていて非常に分かりやすかったです。私もこういう形かなと思っておりますので、特に異論はございません。

松本会長：ありがとうございます。引き続き精査は続けていただければと思います。それでは、この条例・規則の分析につきましては、今保留にしている部分をもう少し私のほうで、担当部署の方に資料の提供のお願いやインタビューを進めて、少なくとも次回までにはある程度の方向性をまとめたいということにしたいと思いますが、先生方そのような進捗でよろしいでしょうか。

相高委員：はい。

松本会長：ではそのような形で進めていきたいと思っています。

1 点、私から事務局へのお願いがあるのですが、事務局の方でも精査をお願いしたいと思いますので、分類についてご意見等があれば早めに頂戴したいと思います。また、今回保留にしたもの、町税条例あたりを中心にいくつかある状況を、各条例の担当部署に情報提供や資料提供のお願い、インタビューのお願いを円滑に進めたいと思っています。各部署へのご案内は事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局（関谷）：はい。事務局から担当課への依頼は可能です。資料を担当課で作って、松本先生にお送りする形でよろしいでしょうか。

松本会長：結構です。私としては、表面的な条文の改正前後の規定ぶりだけで判断がつかない

ということが問題意識ですので、例えば議会に提出した改正案や改正の経緯、理由等についてももう少し詳しい資料等があれば頂戴したいです。可能であれば問い合わせ等にも対応していただければと思っているところでございますので、よろしくお伝えください。

事務局（関谷）：承知しました。

松本会長：条例・規則の分析につきましてはこのように進めていきたいと思っております。私のほうで考えているイメージとしましては、今回の問題は、前回話題になった船橋市の条例とも少し事案が違っておりまして、少なくとも条例の議決はされているというところで、公布という手続きが抜けてしまっているところが本件の一番の問題点かと思っております。特に不利益な改正とは言えないものや組織手続きに関するものにつきましては、なるべく有効性を維持する方向で考えていくのが適切ではないかなと考えております。私だけの考えを言うつもりはございませんが、そういった方向でご賛同いただけるのであれば、そのような分類をしていく中で最終的な意見をまとめていきたいと思っているところでございます。

議事の一つ目については、以上でよろしいでしょうか。では、引き続き検討をよろしくお願いたします。



（２） ヒアリングの対象者及び聴取事項について

松本会長：続きまして、議事の一つ目に入っていきたいと思っております。

ヒアリングの対象者及び聴取事項についてです。前回の委員会の後、委員の先生方3人で議論を進めておりまして、吉田先生からも「ヒアリング事項」を頂戴しており、私のほうからも「聴取事項」という案もお出ししているところでございます。基本的には、「聴取事項」にまとめた事実を確認し、そこに不足する部分等があれば、追加する形で吉田先生の「ヒアリング事項」の内容も聴取していこうと考えているところでございますが、そのような位置づけでよろしいでしょうか。

相高委員：はい。

松本会長：一応確認しておきますが、対象者については、Aさん、Bさん、Cさんの3名となっております。この3名の方に、聴取事項としてまとめている資料を事前にお示しする趣旨で、お配りしたうえでヒアリングを実施するというのを考えておりますが、よろしいでしょうか。

吉田先生、担当外の方の部分はマスキングしましょうか。

吉田委員：その部分を削って、少し詰めたうえでお送りすることではいかがでしょうか。

松本会長：そうですね。ではそれをいただければ大変助かります。よろしくお願いたします。

ヒアリングに関する資料が二つあるというところが、対象者には分かりにくいところではございますが、事務局のほうで今日のようなお話を対象者にお伝えいただければと思っておりますがよろしいでしょうか。

事務局（関谷）：かしこまりました。

松本会長：そうしましたら、ヒアリング及び聴取事項につきましては、確認させていただいたとおりの形で進めていきたいと思っております。



（３） ヒアリング実施について

松本会長：さっそくヒアリング実施の段取りも考えていきたいと思っております。聴取事項の内容からしますと、1人最低でも30分程度、場合によってはもう少しかかるかと思うのですが、30～40分程度の時間を予定しておく必要があるかと思っております。委員からの質問が多くなってしまうと、余裕を見てもう少し長めにとっておくことも必要かと思っておりますが、トータル3名おりますので、3名の方に順番にお話を伺っていくという形で考えております。大体半日、午後の時間を確保していただければ終わるのかなと思っておりますが、先生方よろしいでしょうか。なかなか人数を集めるのも大変かなと思っておりますので、なるべく1日にまとめて実

施したいと思います。ヒアリングの順番等何かご意見はございますか。

相高委員：順番としては、可能であれば、AさんやBさんを先に行い、その後にCさんの順番がいいのかなと思います。

松本会長：吉田先生、ご意見ございますか。

吉田委員：相高先生のお考えでよろしいかと思ひます。

松本会長：そうしますと、今ご意見いただいたとおり、Aさん、Bさん、Cさんの順番で行っていくこととしたいと思ひます。

ヒアリングの具体的な方法については、基本的には会場にいる委員から質問をして、それに答えていただき、吉田先生は会場が難しいかと思ひますので、一通りの聴取が終わった段階でご質問いただくようなイメージであります。よろしいでしょうか。

吉田委員：確認ですが、松本先生と相高先生にヒアリングをしていただいて、私がオンラインでみているという状況で、最後に補足質問を私が行うというイメージでよろしいでしょうか。

松本会長：そのとおりです。日程調整上、私と相高先生のどちらかがオンラインになってしまった場合には、会場にいる方でヒアリングを行うしかないと思ひます。

事務局に確認ですが、対象者3名については、事前にヒアリング内容をお伝えしたうえで、一定の期間を空ければヒアリングに対応していただけるという確認はできているということでしょうか。

事務局（関谷）：確認はできています。

松本会長：では、聴取事項についても資料はできていますので、さっそくこれを交付していただいて、2週間から3週間空けることになるかと思ひますが、2月の半ば以降でヒアリングの日程を決めて、実施するということがよろしいでしょうか。

吉田委員：はい。

松本会長：日程が合えばですが、その流れでやっていくことにしましょう。

吉田委員：話が戻るのですが、聴取事項が2種あり分かりにくいと思ひますので、基本的には松本先生が作成した聴取事項をまず示していただいて、趣旨はこんな質問もあるかもしれませんよという伝え方として整理していただいたほうがよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。

松本会長：例えば事前にお配りする資料は、「聴取事項」だけにして、「ヒアリング事項」については、混乱しても良くないので一旦配るところまでは控えようといった趣旨でしょうか。

吉田委員：私はどちらも配っていいのかなと思ひたのですが、松本先生の資料がポイント的に整理されているので、補足して私の資料があるという位置づけがいいかなと思ひたのですが、私が作成した資料は松本先生の内容が含まれるので、配らなくてもご本人には趣旨は伝わるのではないかと思ひます。

松本会長：そう言われると、事前にお示しするのは「聴取事項」だけでも良いような気がしますね。相高先生、何かご意見ありますか。

相高委員：松本先生が作成された「聴取事項」だけでもいいのではないかと思ひます。

松本会長：確かに、受け取り側が混乱してしまうと一番いけないと思ひておりますので、分かりやすさを重視して、まず資料としては「聴取事項」のみを事前にお示しして、吉田先生作成の「ヒアリング事項」は我々の手引のような位置づけにしましょうか。

吉田委員：それでお願いできればと思ひます。

松本会長：事務局もそのような対応でお願いしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

事務局（関谷）：確認の意味でお聞きしますが、ヒアリングは非公開ということでしょうか。

松本会長：非公開でよろしいですね。発言のプレッシャーになってしまうといけないと思ひておりましたが、先生方ご意見ございますか。

吉田委員：非公開が良いと思うのですが、基本的にやりとりした内容は後ほど議事録的に公開されるということでしょうか。

松本会長：逐語的な議事録になるのか、要旨のような形になるかは分かりませんが、ヒアリングの結果はもう一回委員会の期日を設けて報告する形になると思ひますので、何らかの形で

結論を示すことになると思います。

吉田委員：承知しました。ありがとうございます。

松本会長：相高先生、この点ご意見ございますか。

相高委員：私も非公開でいいかと思います。今吉田先生から質問のあったヒアリングの結果については、何か書面で事務局のほうで対応していただけるのかどうか、今回資料で提出していただいている議事録のような形で文字化されるのか、まとめのような形ででてくるのかそのあたり教えていただきたいです。

松本会長：まずヒアリングに際しては、基本的には非公開であっても記録作成のために最低限の準備をされるということでもよろしいですね。

事務局（関谷）：そのとおりです。

松本会長：確かこの委員会の議事録は全て公開されていましたよね。

事務局（関谷）：公開されております。

松本会長：このヒアリングに関しても同じような形で公開する予定があるのでしょうか。

事務局（関谷）：そちらは委員会の決定に事務局は従います。

松本会長：逆に言うと、議事録という形で逐語的なものを公開するのか、要旨のような形で公開するのか、一切公開しない形をとるのか、こちらで決めるべき事ということになりますか。この点、議論を要しますよね。一応手続きとしては、非公開で行うのですが、後々全部録音したものをベースに問答調書のようなものは全部公開されますということになるのであれば、最初に説明しておく必要があるかと思いますが、問答形式の調書を全て作成して公開するのが適切なのか、ある程度要旨をまとめたものにしたほうがいいのかというところは議論のあるところかと思いますが。ご意見があればお願いいたします。

相高委員：問答を全て公開だと、公開の場で行っているのと意見するかどうかのプレッシャーの部分の影響はそれほど変わらないのかなと思うので、要旨を公開するという形で、委員のほうに対しては問答を文字化したものをいただけると議論がしやすいのかなと思っています。

松本会長：委員会においては少なくとも逐語式のものを提供していただきたいけれども、公開にあたっては要旨みたいなものにしないと、ヒアリング対象者の負担が大きいのではないかとご意見ですかね。この点、吉田先生何かご意見ございますか。

吉田委員：相高先生のご意見に賛同します。基本的に内容が公開されることは大事だと思うのですが、本人にとってプレッシャーになる可能性もあるので、相高先生のおっしゃるとおり、私どもの手元にあるものと公開されるものは一応分けたほうが良いかなと思います。

松本会長：分かりました。基本的にはそのような方向性で良いかと思いますが、事務局はこのような形でよろしいでしょうか。

事務局（関谷）：はい。

松本会長：では実施について、あと決めておくべきことはありますか。特に大丈夫でしょうか。あとは日程になりますか。

事務局（関谷）：日程については、また事務局から各委員に日程調整をさせていただきます。

松本会長：分かりました。2月の後半くらいを予定しておくといいかなというところですね。一応確認ですが、ヒアリングの状況については、簡単に言えば今とあまり変わらない状況でヒアリングを行うようなイメージになるのでしょうか。もちろん傍聴の方はいらっしゃらないという前提にはなるかと思うのですが、例えばどのくらい的人数が部屋に居るような形になるのか、どういう体制を整えるのか。少なくとも吉田先生のパソコンを繋いでおく必要があるでしょうし、やりとりが見えるような形にしておく必要があるかと思うのですが、事務局も含めてどれくらいの方が同席されるのか等イメージは今事務局のほうにありますか。

事務局（関谷）：委員のお三方と事務局としては委託しているぎょうせいに対応していただくことで考えております。ぎょうせいの数は1～2人と考えています。

松本会長：ヒアリングに際しては、大槌町職員の方はいらっしゃらないというようなイメージですか。

事務局（関谷）：そう考えておりました。

松本会長：例えば設備の設置とかは対応していただけるのでしょうか。

事務局（関谷）：そちらは役場の職員で対応いたします。

松本会長：そうすると、この部屋よりももう少し小さめの部屋で行うようなイメージですかね。

事務局（関谷）：この会場でもできますし、小さい部屋も選ぶことができます。

松本会長：今ここでヒアリングするとしたら、どの辺に対象者の方が座るようなイメージになりますか。

事務局（関谷）：今の事務局が座っているところに対象者が座る形になると思います。

松本会長：ぎょうせいの方が一列ずれるようなイメージですかね。分かりました。

そういった体制等について、もしヒアリング対象者からご質問があった場合には、その旨をご回答いただければと思います。

そうしましたら、2月の後半の午後あたりを目途に日程調整をさせていただいて、ヒアリングを実施するというようにしたいと思います。実施の要領については、先ほど議論したとおり、基本的には「聴取事項」を先に交付して、検討しておいていただいて、それをベースにこちらで質問をして回答をいただくという形にしたいと思います。ヒアリングに関して、大体このようなまとめになりましたが、先生方何かご意見ございますか。



（４）その他

松本会長：その他、何かご意見ご質問、ご発言あれば承りますが、何かございますか。

まとめになります。条例・規則の分析については、私の作成したメモをベースで構いませんので、精査していただければと思います。今回、私のほうで保留のような形になっているところを、もう少し深く精査したうえで、次回の委員会の前には何らかの報告書面を出したいなと思っております。

ヒアリングについては、実際に実施をするという段取りになりますので、次回の委員会におきましては、条例・規則の分析の結果に関するまとめた議論と、ヒアリングの実施を踏まえた第三者委員会の意見等の取りまとめといったことも考えていきたいなと思っております。もちろん、必要があれば追加のヒアリング等の実施等も検討していただいて構いませんが、そういったものがなければ今申し上げたような流れになってくるかなと思っております。

今日予定していた議事としては以上になりますが、事務局からなにかございますか。

事務局（関谷）：ヒアリングのレイアウト会場図については、あとで事務局のほうから案を示しますので、そこでご意見いただければと思います。

松本会長：分かりました。そこで併せて日程の調整も行うということになりますか。

事務局（関谷）：はい。



3 閉会

松本会長：それでは、今日はこれで閉会したいと思います。ありがとうございました。